

渋川市安全安心まちづくり推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、地域が一体となった自主的な防犯活動（以下「自主防犯活動」という。）を促進するため、自主防犯活動事業を実施する者（以下「地域防犯団体」という。）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、自主防犯活動事業のうち、別表に掲げる事業とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、地域防犯団体とし、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 渋川市内の単位行政区又は学校の学区程度の範囲で組織していること。
- (2) 犯罪の発生しにくい地域づくりを目的として組織していること。
- (3) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団でないこと。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 当該年度に渋川市安全安心まちづくり推進事業補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために要した経費のうち、別表に掲げるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の交付の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、3万円を限度とする。

2 前項の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条及び第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費
防犯教室、講演会等の開催	講師報償費、講師旅費、会場使用料、その他経費
防犯グッズ等の購入	防犯グッズ（たすき、ジャンパー、帽子、腕章、ホイッスル、懐中電灯、電池等）等購入経費
多くの世代の防犯活動への参加に資する活動	見守り活動をする者用のベンチ等購入経費、防犯活動への参加を呼びかけるチラシ及びリーフレットの作成等の経費、その他経費
その他の活動	地域が一体となった自主防犯活動に要する経費

※補助対象経費には、食糧費を含むことができないものとする。